

2025

令和7年

11

協会けんぽ

職場内で
ご覧ください

ふくおかだより

重症化する前に!特定保健指導を活用しませんか?



特定保健指導(健康サポート)とは?



生活習慣病予防健診(特定健診)を受けた後に、生活習慣病のリスクがある方を対象にした健康サポートです。健康に関するセルフケアができるように、専門職がサポートします。



メリットがこんなにたくさん!



①無料で専門職(保健師・管理栄養士等)と面談できる

→専門職の意見を聞きながら生活習慣病のリスクを下げられます!

②健康経営の取組の指標となる

→健康経営優良法人認定の項目の1つに組み込まれています!

③健康保険料の上昇を抑えられる

→自覚症状のない今、体としっかり向き合うことで将来の医療費の伸びを抑えられ、その積み重ねが保険料抑制に繋がります!

3

特定保健指導の受け方

〳おすすめ〵

健診当日に
健診機関で受ける

or

後日受ける

実施場所

- ①事業所(お勤め先)
- ②オンライン(遠隔)
- ③協会けんぽ支部

健診当日に
特定保健指導を
受けられなかった場合、
事業所へ案内が
届きます。



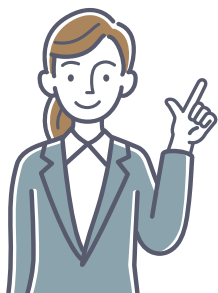
特定保健指導って重要だし
手軽に受けられるんだ。
社員にも活用を
呼び掛けてみよう!

ご不明点等
ございましたら、
お気軽に
お電話ください!



令和8年1月から電子申請がスタートします!

◆令和8年1月13日(予定)より各種給付金等の申請がオンラインでできる「電子申請」が始まります!



メリット

- ☑ 郵送の手間、時間、費用が省ける
- ☑ 申請後の処理状況がオンラインで確認できる

▼詳しくはこちら



ぜひ積極的にご活用ください

マイナ保険証を利用しましょう



令和7年12月2日以降は、**従来の健康保険証は使えません。**
マイナ保険証の利用登録がお済みでない方はお早めの登録をお願いいたします。

使ってよかった!マイナ保険証のメリット

手続きなしで高額療養費の
自己負担限度額を超える支払いが
不要になった!※

※被保険者の市区町村民税が非課税の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です



高齢受給者証の持参が
不要になった!

負傷原因を照会しています

業務上や通勤途上のケガについては、原則として労災保険の適用となり、健康保険は使用できません。また、相手方がいる交通事故や暴力等によるケガの場合は、加害者がその医療費を負担することになります。

協会けんぽでは、健康保険が適正に使用されているか、医療機関が作成した診療報酬明細書(レセプト)を点検しているところですが、レセプトには負傷原因を記載する義務がないため、文書による照会を実施しています。

レセプトが協会けんぽに到着するのは受診から3か月後になるため、かなり日数が経過してから
の照会になりますが、照会文書が届いたら速やかにご回答いただきますようお願いいたします。
負傷の原因を正しく医療機関に伝えて、適正な健康保険の使用をお願いいたします。



◎そのケガ、保険証使えますか?



仕事中、通勤途中に
ケガを負った

健康保険は原則として使えません。労災保険の対象となる可能性がありますので、労働基準監督署へご相談ください。



交通事故や暴力など、
相手方がいることでケガを負った



健康保険を使えますが、その場合、**加害者が支払うべき医療費を協会けんぽが立て替えたことになります。**その費用を加害者に請求するために「**第三者行為による傷病届**」の提出が必要です。

